

# 所沢市美原中学校

## P T A 会 則



P T A会則は在校中使用しますので、大切に保管すると共に、会則の改正が有りました場合には、各自で訂正をよろしくお願いいたします。

## 第 1 章 名称及び事務所

第1条 本会は所沢市立美原中学校 PTA（以下本会という）と称し、事務所を美原中学校内におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第2条 本会は会員の協力により、美原中学校の教育の進展、向上を図り、生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次にかかげる活動をする。

- (1) 会員の教養の向上と親睦
- (2) 生徒の保健および厚生
- (3) 教育環境の整備充実および生徒の校外生活の指導
- (4) その他本会の目的を遂行するための事項

## 第 3 章 方 針

第4条 本会は特定の政党、宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。

第5条 本会は学校の人事、その他の管理運営にはいっさい干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第6条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 美原中学校に在籍する生徒の父母、又はこれに代わる保護者
- (2) 美原中学校の教職員

第7条 本会の会員は、会則の定めるところにより、すべて平等な権利と義務を有する。

## 第 5 章 会 計

第8条 本会の活動に要する経費は、会員の納入する会費、寄付金、その他の収入により支払われる。

第9条 寄付金を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第10条 会費は一家庭年額 2,000 円とする。

ただし、会員の事情により、運営委員会の同意によってこれを減免することができる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 役 員

第13条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長若干名（P 若干名、T1）、書記3名（P2、T1）、会計3名（P2、T1）、会計監査3名。ただし、Pが7名以上の場合は副会長、書記、会計のいずれかを合意の上P3とすることができる。

なお、顧問および相談役をおくことができる。

- 第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 第15条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを推薦補充する。この場合の任期は、前任者の残留期間とする。
- 第16条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、その他一切の会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、庶務を司る。
  - (4) 会計はこの会の予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、かつ、この会の財産を管理する。
  - (5) 会計監査は必要に応じ、会計監査を行う。
- 第17条 学校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第 7 章 役 員 の 選 出

- 第18条 各地区委員2名、教職員2名をもって構成する役員推薦委員会を2月末までに設置する。
- (1) 推薦委員会は、会長・副会長・書記・会計ならびに会計監査の各々の候補者を推薦して、その氏名を会員に発表する。
  - (2) その公表後、総会において選出する。
  - (3) 総会において会長から候補者の追加推薦をすることができる。
  - (4) 本条(1)、(3)の場合は、その氏名発表の前に被推薦者の同意を得なければならない。
  - (5) 役員推薦は、原則として3月中に行われる。

## 第 8 章 総 会

- 第19条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
- 第20条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- (1) 定期総会は、原則として毎年5月末日までに開き、次の事項を審議、承認、決定する。
    - (イ) 前年度の事業報告ならびに会計決算報告
    - (ロ) 新年度の事業報告ならびに予算
    - (ハ) 役員選出
    - (ニ) 会則改正
  - (2) 臨時総会は、運営委員会ならびに会長が必要と認めるとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに会長がこれを召集する。
- 第21条 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も出席と認める。
- 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 可否同数の時は、議長が決するところによる。

## 第 9 章 運営委員会および専門部

- 第 2 2 条 運営委員会の構成及び任務は次のとおりとする。
- (1) 運営委員会は本会の役員（会計監査は除く）各専門委員会をもって構成する。
  - (2) 運営委員会の任務は次のとおりとする。
    - (イ) 総会の議決事項の運営及び執行
    - (ロ) 各専門委員会の事業計画の審議検討
    - (ハ) その他会務を円滑に遂行するために必要な諸調査立案とその執行
- 第 2 3 条 本会に次の専門委員会をおく。
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 教養委員会 | 会員の教養及び親睦に関すること。               |
| 厚生委員会 | 福利厚生、保健衛生に関すること。               |
| 広報委員会 | 広報に関すること。                      |
| 学年委員会 | 各学年に関すること。                     |
| 地区委員会 | 教育環境の整備及び生徒の校外における生活の指導に関すること。 |
- 必要に応じて作られた専門委員会
- 第 2 4 条 専門委員会の地区委員会については、地区ごとに選出する。教養委員会、厚生委員会、広報委員会については、各学年よりそれぞれクラス数の委員を選出する。ただし、学年委員は各学級より 2 名とし、これに教職員を加えて構成し、各委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名（P 1、T 1）、書記、会計をおく。

## 第 1 0 章 会則の改正

- 第 2 5 条 本会の会則は、総会において出席会員の過半数の賛成を得なければ改正することができない。

### 付 則

- 本会の会則は、昭和 50 年 9 月 20 日より実施する。
- この会則は、昭和 51 年 5 月 1 日より改正
  - この会則は、昭和 53 年 5 月 13 日より改正
  - この会則は、昭和 55 年 5 月 17 日より改正
  - この会則は、昭和 57 年 5 月 22 日より改正
  - この会則は、昭和 59 年 5 月 18 日より改正
  - この会則は、平成 3 年 2 月 15 日より改正
  - この会則は、平成 13 年 5 月 11 日より一部改正（第 24 条）
  - この会則は、平成 15 年 5 月 16 日より一部改正（第 13 条）
  - この会則は、令和 6 年 5 月 10 日より一部改正（第 13 条）

## 美原中学校旅費規程

- 第1条 本規定は、PTA用務のために出張する場合に適用する。  
会議、慶弔のために出向いたとき、交通費実費  
自家用車で出向いたときは、電車、バスの実費に換算する。  
宿泊、その他の場合は本部委員会で協議する。

### 付 則

この規定は、昭和60年4月1日より実施する。

## 美原中学校PTA慶弔規定

- 第1条 会員及び生徒に慶弔などが生じた場合、次により慶弔の意を表すことを目的とする。
- 第2条 会員及び生徒が死亡したときは、下記の香典を送り弔意を表す。
- |                         |        |      |
|-------------------------|--------|------|
| 会員（両親）の死亡の場合            | 5,000円 | 生花1基 |
| 生徒の死亡の場合                | 5,000円 | 生花1基 |
| 職員の死亡の場合                | 5,000円 | 生花1基 |
| 職員の家族の場合<br>（父、母、配偶者、子） | 5,000円 | 生花1基 |
- 第3条 生徒および職員が傷病や不慮の災害にあった場合は、次のように見舞金をおくる。
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 傷病等で一ヶ月以上入院したり就床した場合 | 3,000円 |
| 不慮の災害のために被害が大きかった場合  | 3,000円 |
- 第4条 職員又はその配偶者に慶事があった場合、次のように祝金をおくり祝意を表す。
- |        |        |
|--------|--------|
| 結婚した場合 | 3,000円 |
| 出産した場合 | 3,000円 |
- 第5条 職員が転勤又は退職した時は、2,000円＋勤続年数×1,000円の記念品をおくる。
- 第6条 役員（運営委員）を2年以上継続して勤め、その時点で役員を退く場合には、記念品をおくる。
- 第7条 前条項のほか、特に会長が必要と認めた場合、運営委員会で協議の上決定する。
- 第8条 この規定の改正について、必要が生じたときは、会長は運営委員会で協議の上、改正することができる。

### 付 則

この規定は、昭和54年3月20日より実施する。  
この規定は、昭和57年5月11日より一部改正  
この規定は、昭和59年3月22日より一部改正  
この規定は、平成13年11月22日より第2条を一部改正  
この規定は、平成14年11月27日より第5条を改正  
この規定は、平成22年5月8日より第5条を一部改正  
この規定は、令和6年2月27日より第2条を一部改正